

第 1 4 5 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 5 年 3 月 2 0 日 (月) 午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 5 年 3 月 2 0 日 (月) 午後 1 時 5 9 分
- 3 閉会の日時 令和 5 年 3 月 2 0 日 (月) 午後 3 時 0 8 分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町 5 番 6 号 岡山市勤労者福祉センター 4 階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別
出席 1 4 名 欠席 3 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	1 0	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	欠席
5	浦上 和己	欠席	1 4	角南 一昭	欠席
6	遠藤 茂	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	1 6	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	1 7	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

- 6 事務局出席者
事務局：担当局長 佐古 和之 参事監 真田 明彦
総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
担当課長補佐 三浦 諭 農地担当係長 田尾 和宏 主任 山田 遼介

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 (4) 転用事業計画変更承認申請について
 (5) 農地法第 1 8 条第 1 項の規定に基づく許可申請について
 (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 (7) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について
 (2) 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積要件の廃止に伴う関係告示等の廃止について

(3) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行について

(4) その他(報告事項)

9 議事録署名委員の番号及び指名 6番 遠藤 茂 12番 小橋 久宣

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第145回総会を開会します。(あいさつ)

議事録署名委員を指名します。6番 遠藤委員, 12番 小橋委員をお願いします。

議案の審議の前に, 事務局, 訂正等あればお願いします。

田尾係長 議案の訂正はありません。

なお, 先月許可の議決のあった転用案件の内, 4条申請, 南区迫川で農地改良を目的とする一時転用の案件, 及び5条申請, 南区藤田で露天資材置場等を目的とする転用の案件は, 面積が3,000㎡を超えていましたので, 2月28日の県農業会議に諮問し, 許可相当との答申がありましたことをご報告します。

議 長 それでは, 議案の審議に入ります。

第1号議案, 農地関係申請等について, を上程します。

申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

まず, 出席の委員さんが関係する案件である中・中央地区3番を審議します。事務局から説明をお願いします。

<※ 板野委員 退室>

田尾係長 1ページ3番, 受人は白石に居住し, 世帯で約1.9haの農地を耕作する農業者で, 賃貸借解約による補償により白石の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないこと, 下限面積20aを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 3番について, 中・中央地区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で, 3番について協議したところ, 事務局の説明のとおりで, 許可意見としており, 農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん, 何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは, 申請等(1)の3番の1件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは, そのように決定します。

<※ 板野委員 入室>

議 長 続いて, その他の中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 1ページ1番, 受人は栢谷に居住し, 約46aの農地を耕作する農業者で, 受贈により栢谷の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係

等問題がないこと、下限面積20aを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、受人は栢谷に居住し、約1.2haの農地を耕作する農業者で、増反により公売で落札した栢谷の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積20aを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、受人は久米郡久米南町に居住し、金山寺の農地、約69aを耕作する農業者で、増反により金山寺の田畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、受人は菅野に居住し、約43aの農地を耕作する農業者で、受贈により菅野の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積20aを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番から2番及び4番から5番までの4件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 1ページ6番、前回保留の案件です。

受人は東花尻に居住し、世帯で約1haの農地を耕作する農業者で、交換により東花尻の田を所有権移転しようとするものです。

先月、交換のもう一方の申請を不許可と決定したことにより、保留としたものです。

令和5年3月9日に渡人には取り下げの意思がないことを確認したものの、受人は令和5年3月10日付で取下書が提出されました。このことにより、本申請は当事者双方の合意に基づくものではなくなったため、申請を却下とすることが相当であると考えます。

7番、受人は間倉に居住し、新規就農により、間倉の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可により下限面積30aを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ8番、受人は新庄上に居住し、世帯で約85aの農地を耕作する農業者で、増反により新庄上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

- 議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
お願いします。
- 小橋委員 北・吉備地区協議会で、6番から8番までの3件について協議したところ、
事務局の説明のとおりで、6番を却下意見、残る2件についてはいずれも許可
意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。
- 田尾係長 2ページ9番、受人は御津草生に居住し、約38a耕作する農業者で、受贈
により御津草生の田の共有持ち分を所有権移転しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて
満たしていると考えます。
10番、受人は建部町川口に居住し、約1.1ha耕作する農業者で、増反
により建部町川口の田を所有権移転しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて
満たしていると考えます。
- 議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意
見をお願いします。
- 浦上委員 御津・建部地区協議会で、9番から10番までの2件について協議したとこ
ろ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員として
も同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。
- 山田主任 2ページ11番、受人は南区小串に居住し、世帯で約73aを耕作する会社
役員兼農業者で、増反により小串の畑を所有権移転しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等問題がないこと、下限面積20aを超えていることから、許可要件をすべて
満たしていると考えます。
12番、受人は南区福田に居住し、世帯で約50aを耕作する農業者で、借
入地の取得（受贈）により福田の田を所有権移転しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて
満たしていると考えます。
13番、受人は南区箕島に居住し、世帯で約1.6haを耕作する農業者で、
増反により箕島の田を所有権移転しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等問題がないこと、下限面積50aを超えていることから、許可要件をすべて
満たしていると考えます。
3ページ14番、受人は南区浦安本町に居住し、世帯で約76aを耕作する
会社役員兼農業者で、増反により東畦の田を所有権移転しようとするもので

す。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は玉野市東高崎に居住し、世帯で約1.9haを耕作する農業者で、増反により西七区の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は南区西紅陽台一丁目に居住し、世帯で約3.1haを耕作する農業者で、増反により奥迫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員 南区協議会で、11番から16番までの6件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(1)の中・中央地区1番から2番まで及び4番から南区16番までの15件については、北・吉備地区6番を却下とし、残る14件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 4ページ1番、転用目的は農地改良のための一時転用です。

申請人は、掛畑に居住し、47aの農地を耕作する建設業兼農業者で、計画では、原野化した農地を伐採し、傾斜した土地を水平盛土して作業効率を上げ、農地改良工事後に普通野菜を栽培しようとするものです。農地改良期間は、令和5年3月20日から令和5年12月31日までです。

農地区分は農用地ですが、農地改良のための一時転用であり、許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 4ページ2番、転用目的は、農業用倉庫です。

申請人は、建部町建部上に居住し、約1.2haを耕作する農業者で、水稲栽培主体では収益性が悪くなってきていることから、野菜の栽培拡大を計画し、キャベツを栽培することにしたため、キャベツを一時保管、一次処理する農業用倉庫が必要なので、申請地を農業用倉庫として転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途であることから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、2番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

<※ 國定委員 退室>

山田主任 4ページ3番、転用目的は米麦冷蔵倉庫です。

申請人は南区藤田に本社を置く農地所有適格法人ですが、農地拡大に伴い、既存の米麦冷蔵倉庫では手狭になったため、新たに米麦冷蔵倉庫2棟を増棟するものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途であり、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、農地改良を目的とする一時転用で、工事期間は令和5年3月21日から令和5年4月30日までです。

申請人は南区中畦に居住する農業者ですが、申請地は交通量の多い道路沿いにあり、通行人が捨てるごみに長年悩んでいたことから、水稲ではなく畑として利用したいと考えたため、農地改良工事を行うものです。

農地区分は1種農地ですが、農地改良のための一時転用であるため、例外的に許可が可能です。また被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

5番、農地改良を目的とする一時転用で、工事期間は令和5年4月1日から令和5年6月30日までです。

申請人は南区片岡に居住する農業者ですが、改良土と真砂土を入れ畑として利用するため、農地改良工事を行うものです。

農地区分は農用地ですが、農地改良のための一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれがなく、例外的に許可が可能です。また被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員 南区協議会で、3番から5番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

- 全 員 異議なし。
議 長 それでは、申請等（２）は、北・吉備地区１番から南区５番までの５件ですが、いずれも許可と決定してよろしいか。
- 全 員 異議なし。
議 長 それでは、そのように決定いたします。

<※ 國定委員 入室>

- 議 長 次に、申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

- 田 尾 係 長 ５ページ１番、令和４年１０月１９日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは、北区辰巳の借家に申請人とその子ども１人の３人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人（妻）の実家に隣接している申請人（妻）の父所有の申請地の所有権を移転し、既存非農地の隣地と一体利用した自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ha未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２番、転用目的は進入路です。

現在、申請人は栢谷に居住していますが、道路から住宅までの延長敷地幅が２．３m程度しかなく車の出入りに不便かつ危険を感じていたため、隣接の申請地を所有権移転し、進入路として転用しようとするものです。

農地区分は地域センターから３００m以内の３種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

３番、転用目的を露天駐車場とする永久転用目的の一時転用申請です。転用期間は許可日から３年間です。

申請人は令和４年に設立された診療所の経営を主な事業とする法人です。

現在、申請人は申請地の隣接地で診療所を開院予定としていますが、当初個人医院での計画が法人として開院することとなり、計画していた従業員数も当初より大幅に増員が必要となり、開院予定の診療所に隣接する申請地に賃貸借権を設定し、露天駐車場として一時転用しようとするものです。

申請地は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

４番、令和４年１０月１９日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは北区田中の借家に申請人と子ども１人の３人で生活しており、家財道具が増え手狭になることから、現住居を退去し、現住居からも近く、生活環境も変えることなく生活でき、申請人（夫）の実家にも現住居と変わらない距離のため、今までどおりお互い助け合って生活できることから、申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ha未満の２種農地と判断され、転用目的

は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番及び6番は、同じ地域ですのでまとめて説明します。

これらはいずれも令和4年10月19日付農振除外済案件で、転用目的はいずれも自己専用住宅です。

5番、申請人は北区田中の借家に妻と2人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は北区白石の借家に妻と2人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は高速インターの入口から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5ページ7番から6ページ11番までは、同じ地域のためまとめて説明します。

これらはいずれも令和4年10月19日付農振除外済案件で、転用目的はいずれも自己専用住宅です。

7番、申請人は北区横井上の借家に夫と子ども1人の3人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人らは北区津島南二丁目の借家に申請人らと子ども2人の4人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人(妻)の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番、申請人らは北区横井上の借家に申請人らと子ども1人の3人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人(夫)の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

6ページ10番、申請人らは南区万倍の借家に申請人らと子ども1人の3人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人(妻)の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人は北区横井上の借家に妻と2人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は地域センターから300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は北区佐山の借家に申請人と母親の2人で生活しており、住居の老朽化が進み貸主から退去の申入れがあったため、現住居を退去し、申請人の勤務先への通勤時間も変わらず、母親のかかりつけの医院への通院もしやすいことから、申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするもので

す。

農地区分は地域センターから300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番から12番までの12件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長 6ページ13番、14番は同じ地域ですので、まとめて説明します。転用目的はいずれも自己専用住宅です。

13番、申請人夫婦は、現在、平野の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、現住居に近く生活環境の変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は、現在、北区田中の賃貸住宅に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも、農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6ページ15番から7ページ20番までは同じ地域ですので、まとめて説明します。転用目的はいずれも自己専用住宅です。

15番、申請人夫婦は、現在、申請人(夫)の仕事の都合で真庭市勝山の賃貸住宅で生活していますが、真庭市での勤務を終え岡山市へ転入する予定であることから現住居を退居し、申請人(夫)の実家及び勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

7ページ16番、申請人は、現在、東花尻の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、現住居に近く生活環境の変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人は、現在、北区花尻みどり町の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、妻の実家に近く、現住居にも近く生活環境の変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は、現在、北区白石の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、申請人の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人夫婦は、現在、北区花尻ききょう町の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、申請人(妻)の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築し

ようとするものです。

20番、申請人は、現在、倉敷市福田町の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも、農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8ページ21番、転用目的は分家住宅です。

申請人は、現在、倉敷市浜町二丁目の賃貸住宅に夫婦で生活していますが、出産の予定があり、また、家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、実家に近接した申請人の父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は、平野にて屋号を「岡川輸送」として重機専門の運送業を営む個人事業主です。この度、事業拡大に伴い新たに従業員用の駐車場を確保する必要が生じたため、事業所近隣で交通至便であり、業務上好立地な申請地の所有権を移転し、露天駐車場に転用して、隣接する既存駐車場との一体利用を図ろうとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、13番から22番までの10件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 8ページ23番、24番は同時申請のため、まとめて説明します。

23番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は御津野々口の実家に夫と子ども2人と父母の6人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、実家に近く将来両親の面倒を看るのに便利な申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、退去後、現住居には父母が居住し続けます。

24番、転用目的は露天資材置場です。

申請人は御津野々口に本社を置き建設業を営む法人で、昨今の受注状況が増加し、現在の事業地では建設資材等の置場が手狭になったことから、本社に近く管理上便利な申請地を所有権移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。

いずれも農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基

準上も問題ないと考えます。

25番、転用目的は合併浄化槽です。

申請人は南区芳泉三丁目に居住していますが、母親が一人で居住する御津矢原の土地、建物の所有者で、現在は汚水の排水を汲み取り式で行っています。祝日は度々帰省し、以前から合併浄化槽の設置を計画しており、このたび北側隣地である申請地を所有権移転し、合併浄化槽を設置しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、23番から25番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

山田主任 8ページ26番、転用目的は分家住宅です。

申請人は北区下中野の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となり、農繁期には祖父の農作業を手伝うため、実家に近く、祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番から32番までは、同じ地域ですので併せて説明します。

いずれも令和4年10月19日付農振除外済の案件で、転用目的は自己専用住宅です。

27番、申請人は中区平井六丁目の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の職場及び妻の実家に近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

28番、申請人は南区福田の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の職場に近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

29番、申請人は南区福富東二丁目の夫の父所有の実家に、夫の両親、夫の姉、申請人ら夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の職場に近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、夫の両親及び姉は、夫の実家に住み続けます。

30番、申請人は南区千鳥町の夫の祖母所有の実家に、夫の祖母、申請人ら夫婦、子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の実家及び妻の職場に近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

3 1 番, 申請人は玉野市東田井地の父所有の実家に, 夫の両親, 兄, 申請人ら夫婦と子ども 2 人で生活していますが, 家財道具が増え手狭となったことから, 妻の職場に近くなる申請地の所有権を移転し, 自己専用住宅を建築しようとするものです。なお, 夫の両親及び兄は, 夫の実家に住み続けます。

3 2 番, 申請人は南区洲崎三丁目の借家に夫婦で生活していますが, 家財道具が増え手狭となったことから, 夫婦の職場に近くなる申請地の所有権を移転し, 自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は, 農地の広がりがあるが 1 0 h a 未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

9 ページ 3 3 番, 転用目的は露天資材置場, 露天駐車場です。

申請人は南区福田に本店を置き, 建設業を営む法人ですが, 現在使用している申請地から約 2 0 m 西側にある資材置場が手狭になってきたため, 申請地の所有権を移転し, 露天資材置場・露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は, 農地の広がりがあるが 1 0 h a 未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

3 4 番と 3 5 番は同じ地域ですので併せて説明します。いずれも転用目的は自己専用住宅です。

3 4 番, 申請人は倉敷市玉島乙島の借家に夫婦で生活していますが, 家財道具が増え手狭となったことから, 夫の実家に近くなる申請地の所有権を移転し, 自己専用住宅を建築しようとするものです。

3 5 番, 申請人は南区新保の借家に夫婦と子ども 1 人で生活していますが, 家財道具が増え手狭となったことから, 妻の職場に近くなる申請地の所有権を移転し, 自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は, 農地の広がりがあるが 1 0 h a 未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

3 6 番, 転用目的は農家住宅です。

申請人は南区彦崎の実家に両親, 申請人ら夫婦, 子ども 1 人で生活していますが, 家財道具が増え手狭となったことから, 耕作地近隣の父所有の申請地に使用貸借権を設定し, 農家住宅を建築しようとするものです。なお, 実家には引き続き両親が住み続けます。

農地区分は, 農地の広がりがあるが 1 0 h a 以上の 1 種農地ですが, 申請者の農家住宅で, 集落に接続するものであるため, 例外的に許可が可能です。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

議 長

南区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員

南区協議会で, 2 6 番から 3 6 番までの 1 1 件について協議したところ, 事務局説明のとおりで, いずれも許可意見としており, 農業委員としても同様の意見です。

議 長

他の委員さん, 何かご意見がありますか。

全 員

異議なし。

議 長

それでは, 申請等(3)は, 1 番から 3 6 番までの 3 6 件全件を許可と決定

してよろしいでしょうか。

全
議
員
長

異議なし。

それでは、そのように決定いたします。

次に申請等（４）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

10ページ1番、変更後の転用目的は自己専用住宅で、令和4年7月28日付で自己専用住宅を目的に許可となった案件です。

当初転用者は、妻の発病により計画を取り止めたもので、この度、承継者が転用事業を引継ぎ、継続して転用事業を行うものです。

承継者は、北区白石東新町の借家に妻と2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の勤務先に近く、申請人の実家にも行き来がしやすくなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議
長

中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

秋山委員

中・中央地区協議会で1番について協議したところ、事務局の説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議
長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全
員

異議なし。

議
長

次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長

10ページ2番、令和5年1月5日付で自己専用住宅を目的に許可となった案件で、変更後の転用目的も自己専用住宅です。

当初転用者は、新型コロナの影響で融資を受けるのが厳しかったため、当初転用者の妻が融資を受け、当初転用者が単独で住宅を建築する予定でした。

しかし、これでは銀行融資の審査が通らなかったため、融資を受ける予定であった当初転用者の妻を承継者とする事で融資実行が可能となったことから、この度、申請人を夫から妻に変更して転用事業を引き継ぎ、継続して転用事業を行おうとするものです。申請人以外の変更はありません。

申請人は、現在、撫川の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、現住居から近く生活環境の変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、令和4年10月28日付で自己専用住宅を目的に許可となった案件で、変更後の転用目的も自己専用住宅です。

当初転用者は母と子の二人で共有ですが、その一人である母は、子ども家族の生活を支えるため、県外の夫の実家を退居して同居する予定でしたが、諸事情により、それが困難となったことから、この度、当初転用者である子の妻を、新たに承継者の

一人として、夫婦共有で転用事業を引き継ぎ、継続して転用事業を行おうとするものです。共有持分割合の変更を含む申請人以外の変更はありません。

申請人夫婦は、現在、平野の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、現住居に近く、申請人(夫)の勤務先へも交通至便な申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で2番と3番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全委員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

山田主任 10ページ4番、転用事業者の変更です。

当初計画者は、自己専用住宅を転用目的として許可を受けましたが、義母の体調が悪化し、介護が必要となったため、計画を断念したものです。

承継者は、南区福富西一丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったため、夫の職場に近くなる申請地を取得し自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

久山委員 南区協議会で4番について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全委員 異議なし。

議長 それでは申請等(4)については、中・中央地区1番から南区4番までの4件ですが、いずれも承認と決定してよろしいですか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に申請等(5)農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 11ページ1番、前回保留となった案件で、申請人は賃貸人(所有者)の■■■■氏で、賃貸借契約の解約申請です。申請理由ですが賃借人は少なくとも平成29年以降5年間は申請地を耕作しておらず、それ以前も相続後は委託による耕作か不耕作であった。賃借人に解約の意思はないが、賃借人による耕作は将来にわたって見込まれず、申請人は今後、耕作する隣接農地と一体的に利用して耕作したいため、契約を解約したいというものです。

これまで所有者側へ聴き取りを行い、借人側の権利者調査として、権利者

12名へ文書照会を行っているところです。

引き続き、双方への聴き取りや現地調査等を行う必要があるため、地区協議会では保留意見となっております。

議長 協議会では保留意見ということですが、他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 それでは申請等（5）については、中・中央地区の1件を保留と決定してよろしいですか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に申請等（6）岡山市農用地利用集積計画の決定について審議します。事務局より説明をお願いします。

田尾係長 今回の利用集積計画について説明します。

（6）所有権の移転は、12ページ北・吉備地区1番及び13ページ南区1番の2件です。

農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、いずれも財団から耕作者への所有権移転です。

計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっております。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、申請等（6）岡山市農用地利用集積計画の決定については原案どおり決定してよろしいですか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（7）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

田尾係長 14ページ1番から22ページ21番までの21件で、16番は相続による賃借権取得、残る20件はいずれも相続による所有権取得です。3番及び20番の一部はあっせん等の希望がありますので、内容を確認する予定です。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、申請等（7）については、21件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

田尾係長 報告（1）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、23ページ1番から5番までの5件で、転用目的は住宅敷地拡張1件、住宅用地2件、宅地造成及び公衆用道路1件、共同住宅用地造成1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、２４ページ１番から２６ページ１２番までの１２件で、転用目的は、露天資材置場２件、物置設置１件、分譲住宅地３件、自己住宅２件、居宅兼店舗１件、敷地拡張１件、露天駐車場１件、住宅用地１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、２７ページ１番から２８ページ１６番までの１６件で、解約理由は耕作目的１件、転用目的５件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２９ページ１番から３番までの３件で、内容は、泥溜柵１件、農業用倉庫２件です。

報告（５）農地改良届については、３０ページ１番から６番までの６件で、内容は果樹園５件、育苗圃１件です。

議長 これらの報告について、ご質問等がありますか。
全 員 ありません。
議長 それでは、これで第１号議案の審議を終了します。続いて、第２号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。
事務局 第２号議案を説明
〔（２）農地法第３条第２項第５号の下限面積要件の廃止に伴う関係告示等の廃止については承認された。〕
議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。
事務局 次回総会予定（４月１８日（火）勤労者福祉センター４階大会議室）
職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後３時０８分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員